

桜井市指定管理者による公の施設の管理運営に関する評価指針

1 目的

この指針は、桜井市公の施設指定管理者選考等委員会規則(平成16年規則第2号)に基づく、桜井市公の施設指定管理者選考等委員会により指定管理者の選考を行った公の施設において、指定管理者による管理運営の適正性を確保するための手法を定めることを目的とする。

2 基本的な考え方

指定管理者制度を導入している公の施設を所管する課(以下「所管課」という。)は、指定管理者による施設の管理運営が法令等を遵守し、適正かつ効果的に行われているかどうかについて継続的な確認作業およびその結果を踏まえた評価を行うことにより、評価の結果に応じて改善のための措置を講ずるものとする。

3 管理運営状況の確認

所管課は、次に掲げる手法を踏まえ、当該施設の目的、事業内容、管理運営の状況等を考慮し、指定管理者と協議の上、個別具体的な方法を定めて確認作業を実施するものとする。

(1) 定期的確認

指定管理者に、施設の利用者数、収納状況等把握すべき事項を月報等に記録し、定期的に報告することを求め、施設の管理運営が適正に履行されているかについて確認する。

(2) 随時確認

必要に応じて業務の履行状況等管理運営の状況について現地調査を行う。

(3) 外部意見等の把握

指定管理者に対し、アンケート等により利用者の満足度を把握するための方策をとることを求める。

(4) 事業報告書の確認

年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書を確認し、必要に応じ、指定管理者に資料の追加提出又は説明を求め、指定管理者による管理運営状況を把握する。

4 管理運営状況の評価

所管課は、別に定める指定管理施設別評価表を参考にして、施設ごとの評価表を作成する。

(1) 指定管理者の自己評価

年度終了後、指定管理者は所管課の配布する管理施設別評価表により、当該年度の管理運営状況について自己評価を行うものとする。

(2) 所管課の評価

(1)の提出を受け、所管課は管理運営状況の評価を行うものとする。

5 指定管理者への通知と改善

所管課は、評価結果を指定管理者に通知するとともに、必要に応じて改善を求めるものとする。

6 評価の公表

評価結果は、桜井市ホームページ等により公表を行うものとする。

また、担当課は監査委員及び外部評価委員の求めにより、評価結果について報告を行う。

7 実施期日

この指針は、平成30年4月1日から実施する。